

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	平成 29 年 4 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分	
場 所	市役所本庁舎 3 A会議室	
出席者	出 席	市長、八木副市長、宮村副市長、政策部長、市長公室長、財務部長、都市部長
	事務局	企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長、課長代理(秘書担当)

議題 1 : 秦野市個人情報保護条例の一部を改正することについて	
担当部課等	政策部文書法制課
説明者	政策部長、文書法制課長、課長代理(文書法制担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 個人情報を訂正する規定はこれまでなかったのか。 A. 個人情報を訂正する規定は、条例にすでに定めている。今回は、条例で定めるマイナンバーを利用する事務において、情報提供ネットワークシステムでやりとりした記録に誤りがあれば訂正するものである。</p> <p>Q. 個人情報保護法とマイナンバー法の改正に伴う改正だが、条例に影響のあるものはすべて改正するのか。 A. 今回はマイナンバー法の改正に伴う部分を改正し、個人情報保護法の改正に伴う部分は、県や他市の状況をみながら判断したい。</p>
会議結果	原案了承

議題 2 : 秦野市立沼代児童館の廃止及び建物の無償譲渡について	
担当部課等	こども健康部こども育成課
説明者	こども健康部長、こども育成課長、課長代理(こども育成担当)、公共施設マネジメント課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p>

	<p>Q. 譲渡後は、どのような施設として運営されるのか。</p> <p>A. 建物の1階を児童室スペースとして無償で借用し、児童厚生員を市から派遣して、平日は午後、土日は1日運営する。また、自治会館としての一般開放など、地域コミュニティの拠点として活用が図られる予定である。</p> <p>Q. 譲渡後の費用分担はどのようなになるのか。</p> <p>A. 児童厚生員の人件費や児童館の電話料金、非常警報設備の経費、光熱水費に係る基本料金を超える額等について市の負担とする。</p> <p>Q. 将来的な児童館機能の担保はどのようなか。</p> <p>A. 土地の無償貸付の契約締結に当たり担保したい。</p> <p>Q. 譲渡した場合としない場合でのコストの比較はどうか。</p> <p>A. これまで年間約300万円かかっている経費が約250万円となり、また、自治会館を建設した場合の補助などを勘案すると、市の負担は20年間で約2,800万円低くなると試算している。</p> <p>Q. 土地については、公園と一体か。</p> <p>A. 分筆している。接道要件も満たしており、法的にも問題ない。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>原案了承</p>

—以上—